

高齢社会白書

「高齢社会対策基本法」に基づき、毎年、国会に提出（法定白書）。今回で30回目。

〈高齢社会対策基本法〉

第8条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第1章 高齢化の状況

第1節及び第2節 高齢化の状況及び高齢期の暮らしの動向（高齢化の推移と将来推計、健康寿命と平均寿命の推移、年齢階級別就業者数及び就業率の推移、65歳以上の一人暮らしの者の動向）

第3節 〈特集①〉高齢者の経済生活をめぐる動向について

〈トピックス〉

- 1 〈岡山県勝田郡奈義町〉しごとコンビニ～「ちょっとだけ働きたい」を叶える「しごと」と人材のマッチング～
- 2 〈福岡県大川市〉大川市おひとりさま支援事業～簡易な金銭管理・意思決定支援～
- 3 〈東京都墨田区〉地域力を活かした公民学連携のスマートフォン（スマホ）講座～仲間とスマホ操作を楽しく習得～
- 4 軟骨伝導イヤホン～誰もが利用しやすい窓口へ～

第2章 令和6年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

第2節 分野別の施策の実施の状況（令和6年度に各府省庁が講じた施策）

- 1 就業・所得
- 2 健康・福祉
- 3 学習・社会参加
- 4 生活環境
- 5 研究開発・国際展開等

第3節 〈特集②〉新たな高齢社会対策大綱の策定について

第3章 令和7年度高齢社会対策

第1節 令和7年度の高齢社会対策の基本的な取組

第2節 分野別の高齢社会対策（令和7年度の各府省庁の主な施策）

- 1 就業・所得
- 2 健康・福祉
- 3 学習・社会参加
- 4 生活環境
- 5 研究開発・国際展開等